

【資料1】知多市空家等対策計画の策定について

ア 知多市空家等対策計画の趣旨と位置付け

適正に管理されていない空家等が周辺の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることを背景に、平成 27 年に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行されました。これにより、市町村は『空家等対策計画』を作成し、これに基づいて空家等に関する対策や必要な措置を実施することができるようになりました。空家等対策計画の作成については、国土交通省より「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」が示されており、この計画に定める事項が示されています。

本市では、平成 27～29 年度に空家等実態調査、平成 30 年度に所有者の意向調査を実施し、空家の分布状況及び空家の所有者意向の把握を行いました。これらの調査データを活用し、知多市空家等対策計画の策定を進めます。

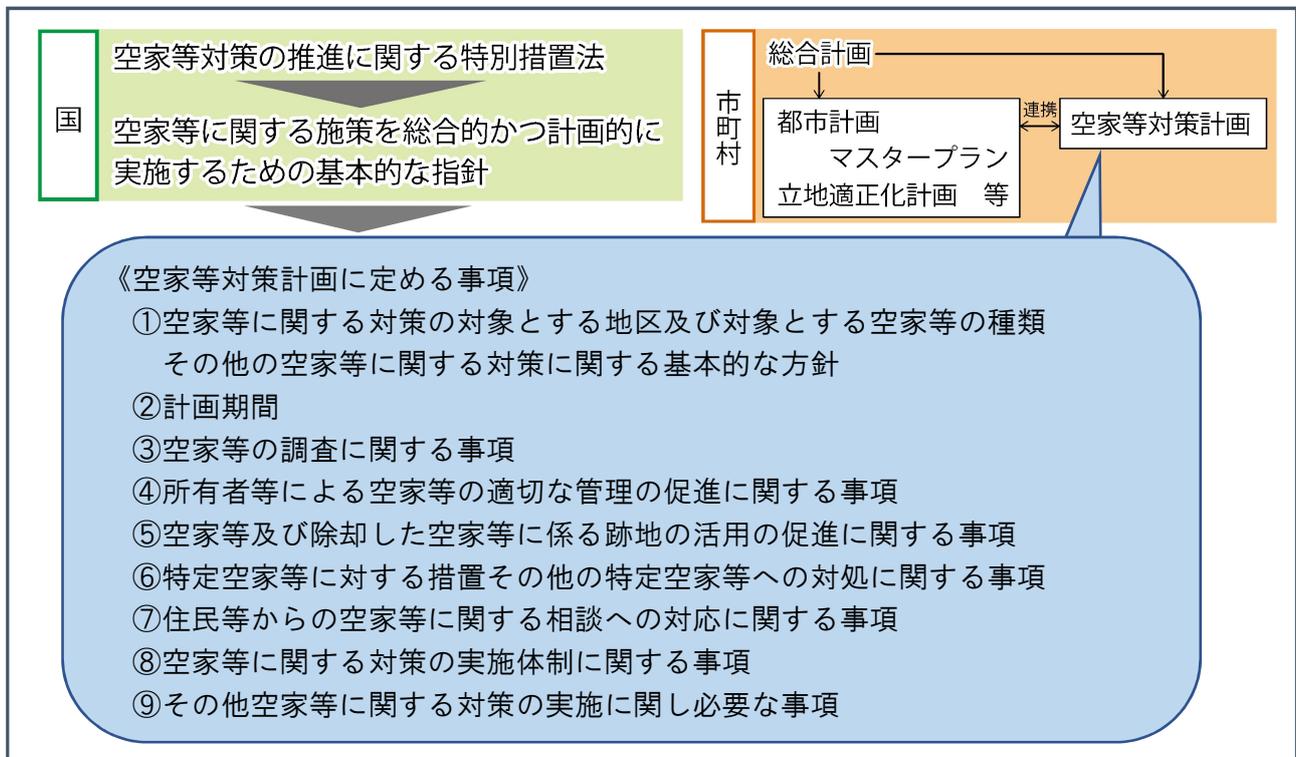


図 空家等対策計画の位置付け

「空家等」とは

ここでいう「空家等」は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」の定義に準じています。

空家等対策の推進に関する特別措置法

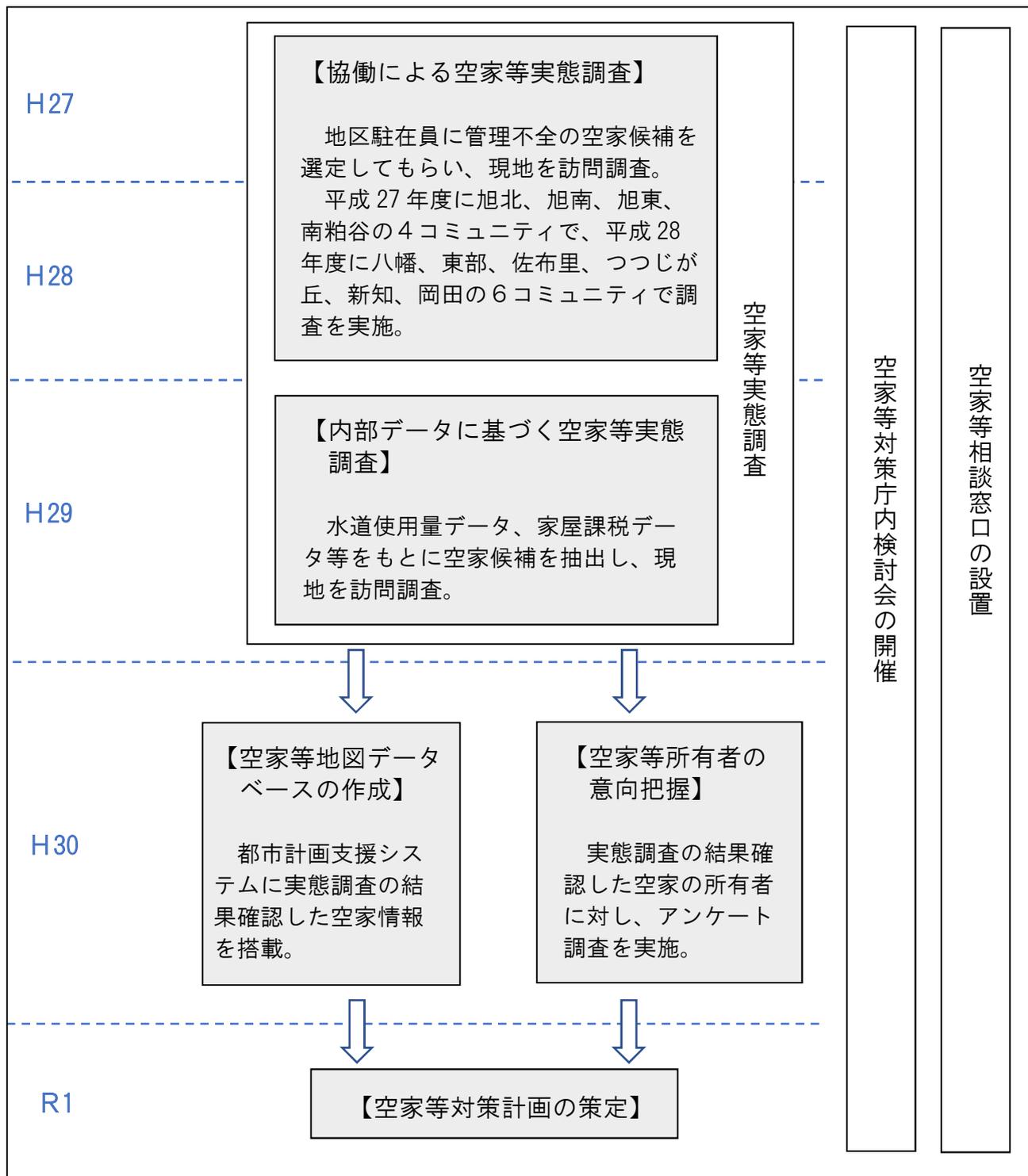
(定義)

第 2 条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

イ 知多市における空家等対策のこれまでの取組みについて

本市ではこれまで、平成 27～28 年度に「協働による空家等実態調査」を実施し、平成 29 年度に「内部データに基づく空家等実態調査」を実施しました。平成 30 年度には、実態調査の結果を踏まえて「空家等地図データベースの作成」と「空家等所有者の意向把握（アンケート調査）」を実施しています。なお、この間、庁内の検討会議（空家等対策庁内検討会）を継続的に開催するとともに、市民からの相談を随時受け付けています。

【これまでの取組み】



ウ 知多市空家等対策計画策定に伴うスケジュール

本市では下記のスケジュールで知多市空家等対策計画の策定を進めたいと考えており、協議会は本日を含めて全4回の開催を予定しています。パブリックコメントの実施は12月頃を予定しており、令和2年3月の策定を目指します。

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
計画作成	← 現況整理・課題分析 →			← 計画書(素案)作成 →			← 計画書(原案)作成 →			← 計画書(策定版)作成 →	
							← パブリックコメント実施 →		← 策定 →		
協議会	第1回協議会		第2回協議会		第3回協議会				第4回協議会		

第1回協議会 議題

- 会長及び職務代理者の選任について
- 知多市空家等対策計画の策定について
- 知多市の空家の状況について
- 知多市空家等対策計画（取り組み方針）について

第2回協議会 議題（案）

- 空家等の現状分析と課題整理
- 基本的方針（空家等対策の基本的な方針、計画期間）

第3回協議会 議題（案）

- 空家等対策計画（素案）

第4回協議会 議題（案）

- パブリックコメントの結果報告
- 空家等対策計画（策定版）